

訪問介護による通院介助および送迎の扱い

身体介護で算定する場合も含まれます

送迎の内容	算定の可否	理由
居宅から一般病院への入院 または 一般病院から居宅への退院	○	
短期入所の事業所からの通院、 入退院 介護老人福祉施設からの通院、 入退院	×	居宅からではないので、入所者については訪問介護費を算定できません。 (入退所日は除く)
一般病院から一般病院への転院、 一般病院から介護保険施設への 移送	×	居宅からの外出ではない。 病院によるサービスやNPO等による 移送サービスでの対応が望ましい。

外出介助と日常生活の援助の範囲

介護保険が使える「外出介助」 → 日常生活上必要性が認められるもの

- 通院(原則として病院内は該当しません)
- 近所のお店などへの日用品の買い物(趣味・娯楽的なものは認められません)
- デイサービス・介護保険施設の見学
- 家族への見舞い(ただし、頻繁でない場合に限る)
- 官公署への届出
- 選挙



介護保険が使えない「外出介助」 → 日常生活の範囲を超え、趣味・娯楽に関するもの

- × ドライブ × カラオケ × パチンコ × ミュージカル
- × 孫の結婚式 × お祭りなど地域の行事への参加

*

通院等の
ための乗車・
降車の介助
(介護タクシー)

要支援1・2の方は利用できません。

自宅から病院までの一連の行為を片道一回につき所定単位数を算定します。
(運転中を除く①～④)

- ① 自宅の中(外出準備・玄関への移動)
- ② 自宅から乗車までの間(タクシーまでの移動・乗車)
- ③ 降車から病院等までの間(降車・病院までの移動)
- ④ 病院等の中(診察受付・院内の移動等)

※「通院等乗降介助」と「身体介護」は同時に算定できません。

※病院から病院への移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から病院への移送については、居宅が始点又は終点となる場合であって、同一事業所が行うことを条件に算定ができます。

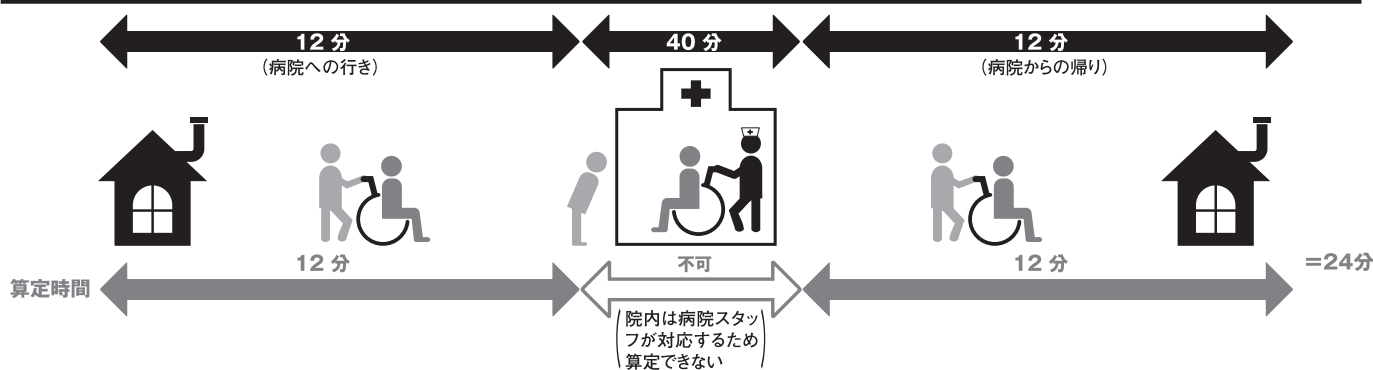
身体介護として
算定する場合の
「外出介助」に
ついて**

ここでは、利用者から問い合わせの多い、身体介護として算定する場合の「外出介助」についての基本的な考え方を説明します。訪問介護は居宅において行われるものですが、身体介護として行われる「外出介助」は、居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合に算定できます。居宅が起点となっていない場合、例えば居宅以外で行われるバス等の公共交通機関への乗降などの行為だけをもってして算定することはできません。また、「外出介助」が認められるには、

- ① ケアプランの中にその必要性が明確に位置づけられている
- ② サービス担当者会議等において全体の確認がなされている
- ③ 永久的なものでなく目標を定めしっかりと経過の観察（モニタリング）を行っていくことが必要となります。

1

事例 車椅子介助での通院介助



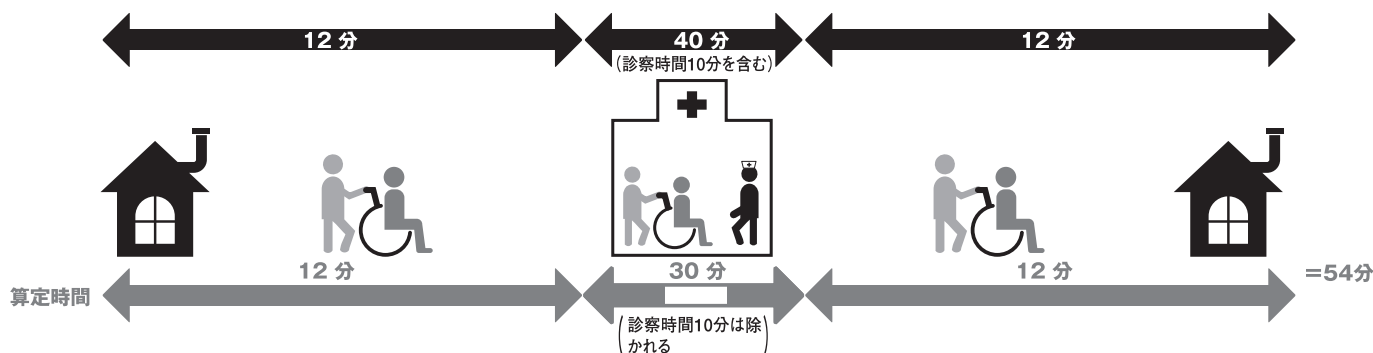
※訪問介護の所要時間 身体介護を算定する場合は1回につき20分以上でなければ算定できません。しかし病院への行きと帰りについては一連とみなし、通算して20分以上で算定できます。

●院内での取扱いについて

院内における移動等の介助は、基本的には院内スタッフにより対応されるべきものですが、場合により算定対象となります。利用者が介助を必要とする心身の状態、たとえば、院内の移動に介助が必要、認知症その他のため見守りが必要、排せつ介助を必要とする等で、「自立生活支援のための見守りの援助」をケアプランで明確に位置づけられる場合については算定対象となります。したがって、通院・外出介助において、「自立生活支援のための見守りの援助」を行わない単純な待ち時間等は算定の対象とはなりません。

2

事例 車椅子介助での通院介助(院内介助が必要な場合)



●診察室(リハビリ実施中を含む)での取扱いについて

受診中は、医師及び看護師等が責任をもって容態確認や診察、説明等を行うものであり、医療保険の範囲となります。したがって、ホームヘルパーが受診に立ち会う行為等は介護保険の算定対象とはなりません。

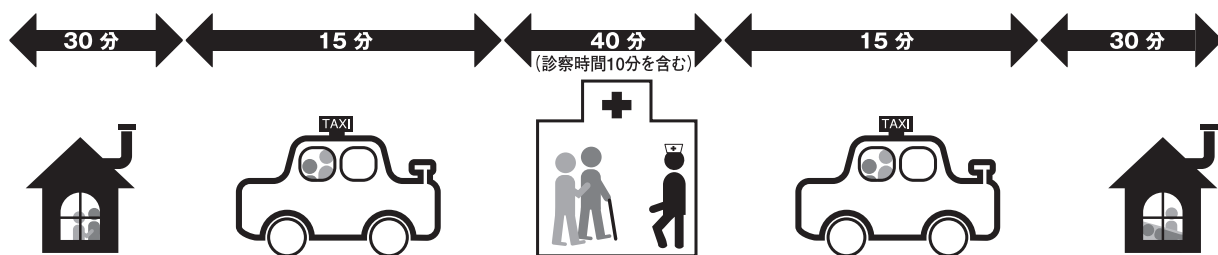
事例

3

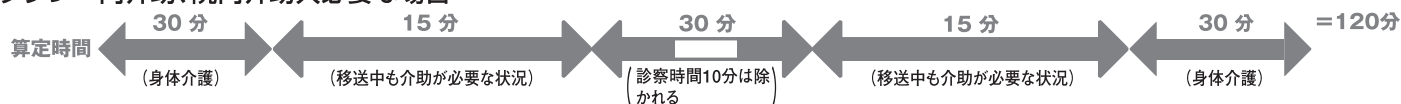
タクシー等公共交通機関を利用しての通院介助

●タクシー等の公共交通機関での移動について

院内での取扱いと同じように、移動中の車内での介助の必要性があり、「自立生活支援のための見守りの援助」が明確にケアプランに位置づけられる場合については算定の対象となります。介助の必要が認められない場合は、介護報酬の算定はできません。



タクシー内介助、院内介助共必要な場合



タクシー内介助は必要ないが院内介助は必要な場合

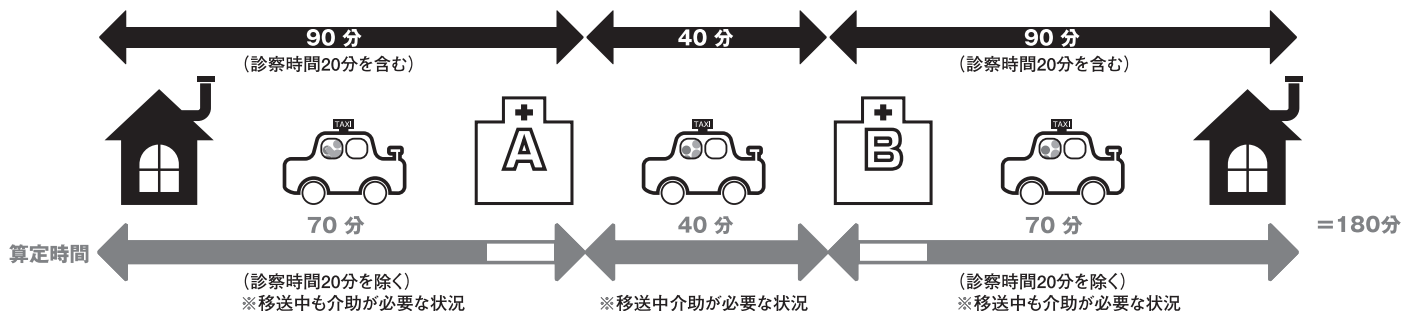


※タクシー内や院内での介助の必要性はサービス担当者会議において、十分に検討することが求められます。
タクシー内の介助は必要ないが院内の介助が必要となる場合等、疑義が生じた場合は、保険者（杉並区）に問い合わせください。

事例

4

複数の病院への通院介助



●複数の病院間の移動について

病院から病院への移動に関しては、居宅が始点又は終点となる場合であって、居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連の行為とみなし得る場合は算定ができます。

※介護保険が使えない場合は、自費によるヘルパー契約または、ボランティア等の活用をご検討ください。